

令和 7 年 第 3 回

広陵町議会臨時会議員提出議案

議員提出議案第 4 号

監査請求に関する決議について

[1 頁]

議員提出議案第 4 号

監査請求に関する決議について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 7 年 5 月 22 日提出

提出者	広陵町議会議員	八	尾	春	雄
賛成者	同	山	田	美	津代

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第5号）において「中央公民館整備事業PFIアドバイザー業務委託料」金1,000万円の内、700万円について年度内に執行したことを証明する資料。

2 監査結果の報告期限

令和7年6月23日

（理由）

本年3月に開催された令和7年度広陵町議会第一回定例会において、議案第20号令和6年度広陵町一般会計補正予算案（第11号）が提案され、賛成多数で可決されている。

この議案の中に、繰越明許費補正として、「中央公民館整備事業PFIアドバイザー業務」が、金300万円で計上されている。提案趣旨説明では、去る令和6年度第三回定例会（令和6年9月開催）で可決した、令和6年度広陵町一般会計補正予算（第5号）において「中央公民館整備事業PFIアドバイザー業務委託料」金1,000万円の内、700万円については年度内に執行できるが、残高300万円については年度内の執行ができないため繰越明許の手続きをとりたいとの説明があったものである。

広陵町議会は令和7年4月7日、上記700万円の執行に関してその事実を確認するため、議長名で関係資料の提示を広陵町に求めた。

ところが同種の資料請求では通常一週間程度で回答があるのに、この資料請求では当初4月28日頃になるとの回答があり、実際には4月21日付で「広陵中央公民館再整備基本方針策定支援業務委託に関する700万円の予算執行根拠資料(支出予定)」とする文書の提示があったのみで、4月28日までには追加資料の提示がなかった。

町議会議員がこのことに不審を抱き、4月30日倉田教育振興部長に面談し、得た情報によれば、概ね以下の内容が確認できた。①この中央公民館整備事業PFIアドバイザー業務については、令和7年2月4日学校法人東洋大学との間で本年3月末を期限とする契約がととのった。②東洋大学からいったん提出された書類があったが、内容に町から指摘する事項があり、東洋大学に戻された。③令和7年4月30日時点でも成果品が届いておらず、また請求の事実もないため支払いの準備はしていない。

以上のとおり、契約期間内に成果品が広陵町に届いておらず、年度内に700万円の執行を行ったとの説明は虚偽と言わなければならない。

4月28日から3週間後の議員懇談会で追加資料の説明があつたが、年度内執行を主張するにはあまりに期限を遅らせており信用できない。

以上、決議する。

令和7年5月22日

奈良県広陵町議会